

第2号

令和8年度香川県特別会計補正予算議案

令和8年度香川県特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を、次に掲げる特別会計について歳入歳出それぞれ次のとおり補正する。

	補正前の額		補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金特別会計	95,390 千円	△	11,432 千円	83,958 千円
2 中小企業高度化資金特別会計	210,721		458	211,179
5 証紙特別会計	1,787,001		216,951	2,003,952
9 林業・木材産業改善資金特別会計	30,514		19,648	50,162
10 沿岸漁業改善資金特別会計	40,456		99,404	139,860
11 駐車場事業特別会計	272,448		13,645	286,093
14 奨学金特別会計	390,121		22,028	412,149
16 国民健康保険事業特別会計	88,391,492		1,711,744	90,103,236
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。				